

戦後堺市における障害児福祉・教育の形成と展開 (その1)

— 堺市障害児福祉・教育関係年表と時期区分 —

篠原 純代 堺市社会福祉事業団・堺市立第2もず園
隈部 一彦 堺市役所・子ども相談所
玉村 公二彦 京都女子大学 (特別支援教育方法学)
越野 和之 奈良教育大学学校教育講座 (特別支援教育学)

Developing the welfare and education for children with disabilities in Sakai City (Part 1) :

Chronological table and division of the service provision related to disability
after the World War II

SHINOHARA Sumiyo

(Daini Mozu En, Sakai City Social Welfare Corporation)

KUMABE Kazuhiko

(Child Counseling Center, Sakai City Government)

TAMAMURA Kunihiko

(Faculty of Human Development and Education, Kyoto Women's University)

KOSHINO Kazuyuki

(Department of Special Needs Education, Nara University of Education)

Abstract

In Sakai City, Osaka Prefecture, education and welfare for children with disabilities has been developed since the end of the World War II. This paper presents that the policy for children with disabilities in Sakai City is characterized by the expansion establishing the city's own special school for the disabled and the day care facility, which was linked to the policy of the national government and Osaka prefecture government in order to guarantee the rights of education and welfare of children with disabilities. It summarizes the development of the measures providing education and welfare services for all disabled children dividing the six periods. Especially, this paper focuses on many efforts for guaranteeing lives and rights of children with disabilities before the implementation of the mandatory school for disabled children in 1979. In the process of building these policies and systems, parents who have children with disabilities, teachers, and related persons raised their voices, and expand movements for various rights related to welfare and education. Under the efforts of those peoples, the administration of Sakai City had also taken public demand as a public responsibility and had been proactively implementing measures for children with disabilities.

In this paper, also clarifying the outline of the process of the formation and development of welfare and education, the main documents were cataloged to summarize the welfare/education for children with disabilities in Sakai City.

キーワード：堺市，養護学校，通園施設

Key Words : Sakai City, Special School,
Day Care Center for Children with Disability

1. はじめに

本稿の課題は、堺市を中心とする障害児者施策の戦後の歴史について、福祉と教育の関連、府と市の関係、障害種別ごとの展開と関連などを視点として、その全体像を明らかにすることである。

大阪の障害児教育史では、岩崎佐一による桃花塾の開設、鈴木治太郎の知能検査開発と特別学級の設置、そして思斉学校の設置など、大阪市を中心として知的障害児の施設や学校教育などの源流となる取り組みがなされてきた。第二次世界大戦末期、東京とともに大阪は大規模な空襲により壊滅的な状況となり、栄養状態や生活環境は劣悪で、病弱児や戦争孤児など支援の必要な子どもたちが生み出された。戦後公布された憲法のもとに1947年教育基本法・学校教育法、そして児童福祉法が制定された。1947年6・3・3制の学校体系と9年間の義務教育制度が発足し、盲・聾学校の義務制は1年遅れた1948年から年次進行で実施された。しかし知的障害・肢体不自由・病弱を対象とする養護学校の義務制は実施に移されなかった。その中で、障害児や戦争孤児などへの福祉的な措置と教育の場での学習の機会の提供の試みがなされていくこととなった。大阪市とならんで障害児の福祉と教育をめぐる大阪府におけるもう一つの渦の中心となったのが堺市である。

これまで堺市に関係する障害児教育の記録は、例えば大阪府特殊教育研究会（1963, 1973）、大阪府立堺養護学校（2006）、堺市立百舌鳥養護学校（2007）など、各養護学校・特別支援学校の研究収録や年史・年誌にまとめられてきた。河野勝行（2010）は、全国的にも早い段階で開校した大阪府立堺養護学校の成立について、戦前のおける多様な障害児教育・施設の源流も視野において、堺養護学校の開校の歴史的な位置づけと開拓者の教育思想について論究している。また、当山哲司・田村仁彦（2012, 2013）は、「堺の特別支援教育史」として、1957年堺市立養護学校の誕生から1968年の百舌鳥養護学校の誕生まで、そして1970年代に知的障害の重い子どもたちも希望者全員が入学した百舌鳥養護学校が実現するまでを記述している。障害児療育・福祉に関しては、堺市関係療育福祉施設の年誌として、大阪府立百舌鳥学園（1988）、あけぼの療育センター（2003）、えのきはいむ（2003）などによってまとめられてきた。これらの実践のまとめや先行研究に学びながら、大阪の一つの中心となってきた堺市という地域における障害児者の権利保障の全体像を明らかにしていくことは引き続き課題となっている。医療と福祉と教育、住民・保護者と行政、

学校と施設、大阪府と堺市、療育と教育、障害種別と障害の程度などという観点から、総合的にとらえていくことが求められている。

本稿では、その第一報として、障害児関連法制度の変遷、大阪府と堺市の福祉行政と学校教育の歴史についての概括と年表、今後の課題を報告する。具体的には、①戦後における堺市の障害児福祉・教育関係年表の作成、②仮説的な時期区分とその概要の提示、③堺市関係の障害児福祉・教育を概括した上で、障害児福祉・教育上における形成の特徴づけと今後の検討課題の提示を行う。

なお、「障害」関連の用語の表記は、多様な用語の使用があるが、全体として法令上使用される「障害」「障害児」「障害者」を使用する。また、今日特別支援学級、特別支援学校などの用語も、特殊学級・養護学級、養護学校など時代によって変化してきたが、当該の時期に使用されていたものを使用した。今日では使用されていない用語も、歴史的な記述や引用の際には使用することをあらかじめ記しておきたい。

2. 堺市における障害児福祉・教育の成立と関係年表

経済企画庁がもはや「戦後ではない」といった1956年に、公立養護学校整備特別措置法が制定された。この法律の実施に先がけて肢体不自由児を対象とした大阪府立養護学校が堺市に開校した。翌年には精神薄弱児及び病虚弱児を対象とした堺市立養護学校が開校した。1957年は精神薄弱児の在宅処遇対策として、学校教育の補完的役割を果たすべく、児童福祉法のもと精神薄弱児通園施設が制度化され、全国7ヵ所の内の1つとして堺市内に大阪府立百舌鳥学園が開園した。

さらに、就学猶予・免除によって学校教育が保障されずにいた障害の重い子どもの実態を把握し、巡回療育相談が積み重ねられ、1969年、堺市の委託事業として肢体不自由児母子通園訓練施設あけぼの療育センター、重症心身障害児通園施設えのきはいむが開設された。

堺市では、1979年の養護学校義務制実施前から障害児の生活と教育を保障する施策が進められてきた。これら施策や制度構築の道程には、障害児をもつ父母や多くの教師、関係者が共に手をたずさえ学び合い、声を上げ、権利要求運動を上げてきた歴史がある。

年表は、福祉と教育を区分して、主に障害児関連施設・学校の設置を中心に、その動向を示したものである。具体的には、「堺市の障害児者をめぐる施策の動き」「大阪府の障害児・者をめぐる施策の動き（府下南部を中心に）」、そして「全国の動き（制度・法律）」の3つの枠

組みとし、堺市と大阪府については、それぞれ「療育・福祉」と「学校教育」に区分し、事項を示した。なお、障害種別については、事項の頭に（知）「知的障害」（肢）「肢体不自由」（病）病弱」（聴）「聴覚障害」等と示した。

3. 時期区分とその内容

堺市における障害児の学校や施設の設置を中心とした障害児施策の戦後史という観点から、戦前・戦中の前史、①堺市に大阪府立養護学校、堺市立養護学校、大阪府立百舌鳥学園が設置、②堺市の行政「あけぼの療育センター」「えのきはむ」の開園、③養護学校教育の義務制実施、④80年代以降、⑤2000年代として、戦後復興の時期、高度成長の時期、障害児の教育権保障と養護学校教育の義務制実施までの時期、その後の発展と変化の時期と対応させて区分してみた。ここでは、戦後復興から養護学校教育の義務制とその後までに力点をおいて、堺市における障害児の教育・福祉の形成と展開の過程を概括的にとらえてみたい。

3.1. 前史

堺市における児童福祉として、宣教師ジョージ・デンプセイによって1932年、大阪府泉北郡東百舌鳥村に開設された慈愛館から、1941年、木川田正毅初代園長のもとに財団法人東光学園となり、児童保護の事業を継承したが、ほどなく軍に接収を余儀なくされた。

学校教育としては、病弱児への対応として、1937年に浅香山学園が堺市立熊野小学校の分教場（分校）として開校され、当時の市内各小学校の3年生おおよそ100名の肺結核に感染しているが発病していない児童を対象に、3ヶ月間の養護教育を行っていた。児童は、毎朝、各自の学校に集まり、バスの送迎で学園に通い、栄養の補給、偏食の矯正、日光浴、皮膚の摩擦などを行っていたが、1944年、第二次世界大戦の戦火の中で廃園となった。

3.2. 戦後復興から堺市立養護学校開校まで

— 1945年から1957年頃まで

敗戦直後、1946年に超善寺（熊野町東）に戦災孤児が収容されていたが、同年、東光学園は買取されていた土地・建物が返還され、戦争孤児や浮浪児の保護事業を開始した。東光学園は、翌年から百舌鳥小学校の分校を併設し学校教育をおこなっていた。1947年から新たな学校教育の制度のもとで教育が再開され、同年「堺市教育研究所」が創設され、1948年は「堺市教育科学研究所」と「堺市特殊教育研究委員会（教育委員会の諮問機関）」が発足し、教員たちによって、学習面等の遅れや生活の困難な子どもたちへの関わりについて実践検討が行われていた。

戦争孤児や浮浪児への対応を行ってきた東百舌鳥小学校分校は、1951年に廃止され、分校の子どもたちは、東百舌鳥の本校へ通うこととなり、学習に遅れがある子どもたちを対象に東百舌鳥小学校に特殊学級「やまばと学級」が設置された。「やまばと学級」は、当時「堺市におけるただ一つの特殊学級」として、他の校区からも遅れのある子どもたちが通っていた。

病虚弱児の教育という点においては、浅香山学園での病弱教育・健康教育を引き継ぎ、1949年、「堺市内の学校児童生徒の健康を保持増進し、文化生活の向上に寄与するために身体の科学研究ならびに学校体育の適正な指導方策に資することを目的」として「堺健康教育研究所」が開設された。研究所は、各学校での健康診断で異常があった児童生徒を対象に、健康相談を行い、宿泊訓練などの健康の回復の取り組みを行っていた（1953年に閉鎖）。1956年、浅香山にあった私立浅香幼稚園跡地を買収した堺市は、浅香山学園と健康教育研究所の取り組みを継承し、市長が虚弱児を対象にした「社会に役に立つ子どもの養成」を行う養護学舎・養護学校の設置を構想し、同年6月の公立養護学校整備特別措置法の制定を受け、措置法を活かした補助金によって養護学校として改装し、開校する方針をとった。

ところが、「通学制の身体虚弱児養護学校は、全国に一校も設置されていなかった」「文部省も通学できる虚弱児童は養護学校の対象としない」状況があり、病弱養護学校の単独設置は困難となった。一方、東百舌鳥小学校「やまばと学級」を中心として実践を積み重ねていた「特殊教育研究委員会」から、知的障害児を受け入れる養護学校が必要であるという強い要望がだされていたことも踏まえて、急遽、折衷案が出された。全国で初めての知的障害児と病弱児とが在籍する養護学校としての設置がめざされた。異種の障害児を同一校に混在させることは望ましくないとの文部省、大阪府教委の指示に対し、近い将来には分離することを申し合わせ、許可されたのが、1957年に開校した堺市立養護学校である。

堺市立養護学校の設置の背景には、大阪府の肢体不自由教育の施策もあった。前後するが、公立養護学校整備特別措置法の成立以前の1952年から、大阪府立盲学校内に設置された「希望学級」において、肢体不自由児の教育（実践）の模索が行われていた。同時期、1952年に堺市社会福祉協議会児童部会は、府立身体障害者更生指導所所長・田村春雄（整形外科医）に協力を求め、肢体不自由児の実態調査を開始していた。翌年に「肢体不自由児母の会（後の堺市あけぼの母の会）」が結成され、肢体不自由児の親子への相談・指導が始まっている⁽¹⁾。こうした堺市での動きも背景となって、大阪府は、全国に先がけて堺市において、1956年4月、大阪府立養護学校（後の大阪府立堺養護学校、現在の大阪府立堺支援学

年表1. 障害児福祉・教育関係年表

年	堺市の障害児者をめぐる施策の動き	
	療育・福祉	学校教育
1947年		(知) 東光学園(養護施設)内に東百舌鳥小学校分校を設立
1948年		
1949年		
1950年		
1951年		(知) 東百舌鳥小学校特殊学級(やまばと学級)設置 ⁽¹⁾
1952年	(肢) 肢体不自由児の実態調査	
1953年	(肢) 堺市社会福祉協議会児童部会において肢体不自由児療育指導のため「肢体不自由児母の会」を結成。府立身体障害者更生指導所田村所長による療育指導が開始	
1954年		
1955年	(肢) 「肢体不自由児母の会」が「堺市あけぼの母の会」と名称変更	
1956年		
1957年		(知・病) 堺市立養護学校開校(第1部病虚弱、第2部知的障害) ⁽²⁾
1958年		
1959年		(知) 堺市立養護学校第2部(知的障害)が堺市立養護学校分校として移転
1960年		
1961年		(病) 堺市立養護学校第1部小学部2年より募集
1962年		(知) 堺市立養護学校分校小学部2年より募集
1963年		(病) 堺市立養護学校小学部1年より募集し、小学部全学年となる
1964年		(知) 堺市立養護学校分校小学部1年より募集し、小学部全学年となる
1965年		
1966年		(知) 堺市立養護学校分校補習科を青年学級と改称 ⁽⁴⁾
1967年	(知) 堺市家庭児童相談室が三国丘病院長の協力を得て、在宅障害児の実態把握のための訪問活動、巡回療育相談を開始	(病) 市立堺病院内に教室を設けて入院児童の指導を行う(正式な学級認可ではなく堺市立養護学校の自主的活動)
1968年		(病) 浅香山養護学校開校 ⁽⁵⁾ (知) 百舌鳥養護学校開校 ⁽⁶⁾
1969年	(肢) 堺市立あけぼの療育センター開設(定員40名、堺市社会福祉協議会に運営委託) (知) えのきはいむ開設 ⁽⁷⁾	(病) 市立堺病院に院内学級設置
1970年	(肢) あけぼの療育センターの就学年齢児を対象に施設内に神石小学校特殊学級を2学級設置 (翌年、神石小学校内に移転)	(肢) あけぼの療育センター内に堺市立神石小学校養護学級を設置
1971年	(肢) あけぼの療育センター増築(定員60名)	(病) 市立堺病院の院内学級を増設、国立泉北病院内に院内学級を設置 (肢) あけぼの療育センター内の堺市立神石小学校養護学級が、肢体不自由児養護学級として認可、堺市立神石小学校内に移転
1972年		(肢) 神石小学校養護学級(藤谷学級)設置
1973年	(知) えのきはいむ移転(南三国ヶ丘町)	(病) 大阪労災病院に院内学級設置
1974年	(知) えのきはいむ運営が市直営化 (肢) あけぼの療育センター増築(保育室、診療室) 堺市公立保育所において障害児保育を実施(「障害児保育実施要項」)	(病) 大阪労災病院の院内学級増設 (肢) 神石小学校養護学級増設
1975年	(肢) あけぼの療育センターの運営が堺市社会福祉協議会委託から市直営化	(病) 市立浅香山養護学校院内学級(9学級)を大阪府に移管(大阪府立泉北養護学校へ)
1976年		(肢) 神石小学校養護学級増設(計15学級)
1977年		(肢) 堺市立旭中学校肢体不自由養護学級を設置
1978年	(知) えのきはいむ移転認可(精神薄弱児通園施設、定員60名)	
1979年	(肢) あけぼの療育センター調理室を増築、隣接の神石保育所との合同調理の形態で給食を実現	
1980年		
1981年		
1982年		(肢) 神石小学校養護学級が神石小学校分校となる
1983年		
1984年		
1985年		
1986年		
1987年		
1988年		

1989年		
1990年		
1991年		
1992年		(肢)百舌鳥養護学校分校設置(堺市立神石小学校分校と堺市立旭中学校肢体不自由養護学級を合併し、旭中学校敷地内に設置)
1993年		
1994年	堺市立こどもリハビリテーションセンター開設(現：南こどもリハビリテーションセンター) (肢)第1つぼみ園開設 (知)第2つぼみ園開設	
1995年		
1996年		
1997年		
1998年		
1999年		
2000年	(知)堺市立百舌鳥学園開設	
2001年		
2002年		
2003年	堺市立北こどもリハビリテーションセンター開設 (肢)第1もず園開設(あけぼの療育センターが移転) (知)第2もず園開設(名称変更)	
2004年		
2005年		
2006年		
2007年		
2008年		
2009年		(知)上神谷支援学校開校 ⁽⁹⁾ (知)百舌鳥支援学校に改称 (肢)百舌鳥支援学校分校に改称
2010年		
2011年		
2012年		
2013年		
2014年		
2015年		
2016年		
2017年		
2018年	(知)えのきはむ閉園	
2019年	(知)えのきはむが、北こどもリハビリテーションセンター(第1もず園、第2もず園)に再編整備	

- (1) 堺市初の支援学級、市立養護学校開校時に吸収
- (2) 文部省、大阪府教育委員会は知的障害児の養護学校建設を進めており、1部と2部は近い将来分離して独立の校舎に収容との付帯条件が付けられた。小学部3年生以上が対象で全地域から通学バスを使用する。
- (3) 対象児は「原則として精神薄弱児であっても著しく性情上または身体上の欠陥がなく、知能指数が概ね中度以上、学齢児にあつてはさらに就学猶予または免除されたもの」定員30名、就学猶予免除児童(6歳～10歳)が通園
- (4) 卒業生未就職者(仮称補習科)を堺市教育委員会所管の青年学級として認可
- (5) 堺市立養護学校が改称(病虚弱養護学校)設置学部は小学部、中学部
- (6) 堺市立養護学校分校が改称(知的障害養護学校)設置学部は小学部、中学部
- (7) 重症心身障害児通園施設(無認可)医療法人サジカム会三国丘病院敷地内にあり、運営は医療法人サジカム会に委託
- (8) 設置学部は、幼稚部、小学部、中学部となり、高等部は大阪府立だいせん高等聾学校(現大阪府立だいせん聴覚高等支援学校)へ再編整備
- (9) 百舌鳥養護学校の過密化解消のため、百舌鳥養護学校から校区を分離する形で新設、設置学部は小学部、中学部

校)を開校させた。

また、大阪府は、1957年、知的障害が中度以上の就学猶予ないし、免除された学齢児を対象とした大阪府立百舌鳥学園を設置した。百舌鳥学園は、児童福祉法42条で新しく法制化され、全国7か所の精神薄弱児通園施設のうちの一つであった。

3.3. 養護学校教育の開始と「あけぼの療育センター」「えのきはいむ」の開園—1957年頃から1969年頃まで

1957年4月、堺市立養護学校が開校をしたが、カリキュラムも教育環境の整備もなされていない中で、今までの通常学校での研究をもとに、子どもたちとの関わりや取り組みの中で教育実践を積み上げていった。初年度は小学校3年生より児童を募集した。狭い教室環境で3学級3名の教員配当という教育条件の制約もあり、病弱児と知的障害児が混在している状況の中で、「言葉に表せない苦心があった」り、それでも「養護学校に入学した彼らは1、2か月で見違えるほど元気になった」といわれた。初年度には教職員らが主体となり中学部の開校も要求をした。堺市は、1959年市立養護学校の分校設置をし、知的障害児の移転を開始し、1961年度の予算の裏付けをもって、1962年には、小学部2年から募集を開始し、それぞれ独立の養護学校となっていく。

1968年、堺市は、知的障害の堺市立百舌鳥養護学校と病弱の堺市立浅香山養護学校の2校体制を整えた。後者の浅香山養護学校は、病院併設ではなく、通学制の養護学校として常時医療的管理を必要としない程度の子ども達を対象に、病虚弱児の長欠問題や入院児童生徒の教育保障の課題にも取り組んでいた。1967年からは、堺市立堺病院内に教室を設け、入院中の児童生徒の指導に、教員が自主的に出向いており、院内学級設置に繋がっていく。

当時、障害種別ごとに盲・聾・養護学校を整備していく建前で養護学校の設置が図られていた。1963年4月にはじめての養護学校学習指導要領(小・中学校部精神薄弱教育編、小学部肢体不自由教育編及び小学部病弱教育編)が通達として出され、1964年3月に中学部肢体不自由教育編及び中学部病弱教育編が出された。1956年3月、大阪府下の肢体不自由児を対象として設置された大阪府立養護学校は、1966年3月、大阪府立堺養護学校と改称された。その間、肢体不自由の病態も脳性マヒが増加していたが、知的障害やその他の障害を重複するものの受け入れは困難であった。

このことは、重度の知的障害の子どもたちも同様で、就学猶予・免除され、養護学校教育の対象とならなかった。このような重複障害や重度の障害のある子どもたちに対して、1967年には、堺市家庭児童相談室は在宅の障害児の実態把握の訪問活動を開始し、その実態と声を集めていく。その声に応えるために、三国丘病院院長・中

脩三(小児精神科医)の協力により巡回療育相談を実施した。また「堺市あけぼの母の会」が実施をしていた府立身体障害者更生指導所田村所長による相談指導は毎月決まった場所での実施ができずにいたため、相談や療育の場の建設が求められていた。

そのような活動のなかで、保護者や関係者、住民の声が行政を動かし、1969年、肢体不自由児を中心とした「堺市立あけぼの療育センター」(定員40名、堺市社会福祉協議会に運営委託)と三国丘病院敷地内に重症心身障害児通園施設「えのきはいむ」(定員30名、医療法人サジカム会に運営委託)が開設された。こうして、障害の重い子どもの生活と発達を支える基盤が整備されることとなった。

3.4. 重度の子どもたちの教育的受けとめと養護学校教育の義務制実施まで—1969年頃から1979年頃まで

1960年代末には、障害の重い子どもの生活と教育についての系統的な取り組みの必要性は各所で指摘されていた。堺市においても、たとえば、堺市立養護学校・深瀬孝一校長は、知能そのものが高いのに学業不振のため特殊学級に入級し伸び悩む者、重複障害のある者、重度の障害のある者への適切な育がなされていないと指摘していた(『これからの精神薄弱児教育』『堺市立養護学校年報No1』1968年)。

1970年度から大阪府教育委員会は、前年に千葉、神奈川で開始された心身障害児訪問教育指導員制度を実施していた。あわせて、1970年に、堺市は独自に「あけぼの療育センター」内に2人の教員を派遣し、就学年齢児を対象とした施設内に神石小学校特殊学級2学級設置している。1971年には、神石小の佐竹正雄校長が、校長室を改造し、特殊学級として学校内に移転させた。希望者は続々と増え二部授業にせざるを得ず、「実践する場が要る」と担任は強調した。1972年4月に、藤谷池跡地に場所を確保し養護学級(通称「藤谷学級」)仮校舎が竣工された。ここには父母の会の要求を受けとめた佐竹校長、神石小学校の教職員と当時の堺市教育委員会や市や地域の関係者などの協力があった。

全国的に障害の重い子どもたちも含めた学校教育への要求は強く、東京都はすでに1973年度より、1974年度には希望者全員就学を表明していた。堺市も、1973年に堺市立百舌鳥養護学校の定員を10名増やして30名とし、知的障害という枠組みで希望者全員を入学させる条件を整えた。

1973年11月「養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」が公布された。この養護学校教育の義務制実施の予告政令を受け、養護学校の整備拡充と共に、就学前の通園施設の運営形態や内容の拡充が進むことになる。

1974年には、府立百舌鳥学園は入所要件から就学猶予・免除という規定を削除することとなる。同年「えのきはいむ」が、1975年には「あけぼの療育センター」が堺市直営となり、行政が公的責任をもって、療育と就学を支えることとなる。通園施設では入園希望児が増え続け、保護者から毎日通園、給食の実施、母子分離通園の保障、待機児解消など多くの要望が出され、市民運動に発展した。1977年には「えのきはいむ」は移転新築され、翌年の1978年に認可化される。

1976年、重度重複の肢体不自由児を受け入れていた神石小学校養護学級（「藤谷学級」）は、15学級と大幅に拡充された。障害児の親たちが結成をした「こだまほっこりの会」による養護学校への希望者全員入学の取り組みがあり、一方では、「障害のある子どもも地域の「障害児」の生活と教育を保障しよう市民の会」が結成され、地域の小学校に障害があっても入学を保障せよという運動もあった。就学期間が延びると、卒業生の受け入れ先が必要となり、1977年には、主には神石小学校養護学級（藤谷学級）の卒業生の進学先として堺市立旭中学校に肢体不自由養護学級が設置された。堺市立百舌鳥養護学校中学部卒業後の進路への取り組みとして、作業所づくりや青年学級（百舌鳥養護学校内）の運動が進められ、青年期の生活の場所づくりの取り組みが始まっていった。

3.5. 養護学校教育の義務制実施から養護学校の再編

— 1979年から1990年代

障害の重い子どもを含め義務教育が保障される中で、福祉や医療との連携が求められていく時代となった。知的障害、重度障害、重複障害の子どもたちへの学校教育の進展の一方、病弱の子どもたちの生活や医療の様態の変化があり、1980年、浅香山養護学校は閉校となった。浅香山養護学校閉校の後の児童生徒の受け入れ先をつくっていくことに端を発し、地域の小学校にも養護学級が順次開設されていく。

重度重複の障害児を受けとめてきた神石小学校養護学級（藤谷学級）は、1982年4月正式に神石小学校分校（肢体）として設置された。さらに学齢期に入学をした児童が中学校、高等学校年限となり、進学を希望する生徒たちの行き場所の確保と、多様な障害の状態への対応に追われていた。1983年、堺市は重度障害児が在籍する養護学級に市単費で実習助手を配置する施策を実施した。これらの制度を利用し、加配教員をおき、教員の人員増加に努め、教育条件を整えていった。

1988年には、大阪府立和泉養護学校高等部の過密化解消のために、大阪府立堺養護学校高等部に生活課程を設置するなど、府立の知的障害養護学校の過密化への対応が求められ、大阪府は泉北養護学校を高等養護学校と改編し、大阪府立和泉養護学校の分校を堺市立百舌鳥養護

学校校内や神石小学校養護学級の跡地に置き、高等部の過密化の解消を図った。

1992年に、神石小学校分校（肢体）と旭中学校肢体不自由養護学級に在籍していた児童生徒を対象とする堺市立百舌鳥養護学校分校が堺市立旭中学校内に設置された。百舌鳥養護学校の分校化により、医療的な措置も含めた養護学校としての手厚い教育を受けることが実現した。

就学前の障害児の療育については、保健所での健診体制が確立され、低年齢児を対象とした幼児教室が開設され、障害の早期発見から療育への移行が課題となっていた。しかしながら各通園施設には待機児が多い実態もあり、たとえば、あけぼの療育センターは隔日登園の運営を余儀なくされており、医療と訓練の充実した施設建設の要望が高まっていった。そこで、障害児療育システムの基幹的役割を果たす医療・相談・療育機能をもった総合センター建設構想が打ち出された。1993年、社会福祉法人堺市社会福祉事業団が設立され、1994年に堺市南区に「堺市立こどもリハビリテーションセンター（現堺市立南こどもリハビリテーションセンター）」が開設し、第1つばみ園（肢体不自由児通園施設）、第2つばみ園（知的障害児通園施設）、「つばみ診療所」の運営が事業団に委託された。この委託運営への経緯については他日あらためて吟味したい。

3.6. 規制緩和からの民間委託、障害者自立支援法と特別支援教育の実施 — 2000年以降

1980年代後半の知的障害養護学校高等部の過大過密問題に引き続き、知的障害養護学校小学部・中学部にも同様の問題が浮上した。乳幼児の発達の遅れや障害の早期発見・早期療育の成果でもあるが、養護学校のみならず医療・教育・福祉全般に関わる課題があった。2004年「発達障害者支援法」の制定に象徴されるように、障害の多様化や発達障害への対応など、生涯にわたる療育・教育など総合的な取り組みへの期待の高まりがあった。

2006年に国は利用者負担を前提とする障害者自立支援法を成立させたが、国際的には、同年12月、国連総会において「障害者権利条約」が採択された。

2007年、全国的に特別支援教育が実施された。2009年、堺市は市立百舌鳥養護学校を百舌鳥支援学校と改称するとともに、その過大過密の解消として堺市立上神谷支援学校を開校させた。

障害の早期発見と早期療育の対応で、障害受容をはかっていくことが行われてきたが、障害の認定の制度が早期から求められるなど障害者自立支援法実施の問題とその余波は大きく、サービス提供のあり様に変化がもたらされた。2010年には、「放課後等デイサービス」が制度として位置づけられた。放課後の居場所や未就学児を対象とした児童発達支援センターがNPO法人や企業で

も開所ができるようになった。この時期の堺市における障害児施策、療育・教育等の実態の検討も課題として残されている。

4. 堺市における障害児の療育・教育の展開

堺市における病気や障害のある子どもたちに対する取り組みは戦前に遡るが、戦後の日本国憲法制定・公布、教育基本法・学校教育法、児童福祉法の制定がなされたことで、戦後復興のなかでかたちづくられていく。

戦後堺市における障害児施策は、とくに障害児の発達と教育を保障する営みとして、国の動き、府の動きと連動しつつ、市独自の養護学校と通園施設を拡充させてきたことに特徴がある。以下、養護学校教育義務制実施までの時期、堺市においてすべての障害児の就学猶予・免除の克服と教育保障についての展開をまとめておきたい。

4.1. 養護学校及び通園施設の設置

先に示したように、堺市において、1956年、全国で最初の肢体不自由児を対象とする公立養護学校として大阪府立養護学校が開校された。また、翌1957年には、病弱児と精神薄弱児を対象とする堺市立養護学校が開校となる。同年、児童福祉法改正で法制化された精神薄弱児通園施設のうちのひとつとして大阪府立百舌鳥学園が開園となる。府立百舌鳥学園は、大阪府直管の通園施設であり、通園対象として知的障害中程度以上のものとしており、ほとんどが就学猶予・免除を受けた児童だったが、そこでの指導目的は、通園による訓練を経て、養護学校や特殊学級に入学し、また、収容施設に措置し、作業、職業訓練がなし得るようにすることであった。

1956から1957年頃において、聴覚、肢体不自由、病弱、精神薄弱、教育と治療訓練を目的とした府立市立の学校や施設が堺市内に設置されたことが、堺市の障害児福祉・教育施策として身体障害児や軽度の精神薄弱児への取り組みの出発点となり、障害児の処遇への社会認識を高めていく大きな要因であったと考えられる。

4.2. 重度・重複、重症心身障害の問題

1960年代にはいると、重度、重複、重症心身障害と呼ばれた障害の重い子どもたちの問題が社会問題として顕在化してくる。障害の重い子どもたちは、就学免除・猶予とされ、家庭に取り残されていた。1960年代、重症心身障害児施設あるいは国立療養所重症心身障害児病棟の設置がなされ、ようやく1967年児童福祉法改正によって「重症心身障害児」への施策が法的根拠を持つこととなった。

1960年代後半頃から不就学児の実態調査が全国各地においてもすすめられていったが、堺市においては、家庭

児童相談室での実態把握と相談活動の模索がはじめられ、それが家族と市民、そして病院などの関係機関や福祉の自治体職員の努力へと広がっていった。これらの取り組みの中心には、自ら目の前の市民のために仕事をつくりだしていくという理念のもと活動を行った堺市の行政職員の存在があった。

当時、これらの障害の重い子どもたちへの施策は、国及び都道府県が担うべき事業であり、市町村が担う事業ではないという認識が一般的であった。堺市議会においても、障害児の施策の推進について次のような議論がなされていた。

1967年度の市議会における身体障害者への対策に関する答弁では「…本市におきましては…（中略）戦後いち早くこれを復活いたしまして養護学校（原文：擁護学校）を設置してこの問題に取り組んでおります。大体こういう問題は市町村、ことに市においてこれを実施することには無理があります。これは府県でやるべき仕事でありますもう一つ大きく言うならば、国の仕事であります」とある（堺市議会（1967））。また、1969年の市議会においては、「…現在の段階では地方公共団体としてこの重度心身障害という問題はほとんど手が付けられておられない状態でもございます。むしろこれは国において積極的に地方自治団体においてでき得ざるものは行っていただくように考えてもらわなければならないではないか。かように考えておるわけでございます」とある（堺市議会（1969））。

国や府の施策を待つだけではなく、堺市の独自の取り組みとして、1969年、無認可施設ながら市が運営費を拠出する肢体不自由児母子通園訓練施設「あけぼの療育センター」や重症心身障害児通園施設「えのきはいむ」が設立された。また、病弱児と精神薄弱児が混在する堺市立養護学校は1968年に堺市立浅香山養護学校と堺市立百舌鳥養護学校に分離され、障害種別ごとの市立養護学校に再編された。このような、堺市の独自の福祉及び教育行政において施策に結実していった。

4.3. 療育と教育—障害児の発達と教育の保障

1970年代に入ると、堺市の通園施設などにおける取り組みが発展し、自治体職員、教師、保護者・家族、市民が集いあい、障害児の発達と教育の保障を願う家族や市民の取り組みが高まり、その要求主体が形成されていく。「堺市の障害児の教育権保障の討論会」「堺市職員障害者（児）問題研究会」、そして障害児をもつ親たちの「堺市中心身障害児（者）を守る会（呼称、こだまほっこり会）」などが組織されていった。堺市における学校教育への障害児の就学保障と通園施設の認可施設化が進められていくのである。就学前における障害の早期発見・早期療育、そして学校教育へとつなぐ体制づくりへの進

展である。学校教育としても、重症児を受けとめる堺市立神石小学校養護学級（藤谷学級）などの取り組みに結実していくこととなる。1979年養護学校教育の義務制実施に先がけて、障害の重い子どもたちも含めた就学前の療育、そして堺市における学校教育の施策が敷かれることとなったのである。

5. おわりに

戦後75年をむかえ、養護学校教育義務制実施40周年を経た現在、戦後における障害児教育の歴史を振り返り、検証することが求められている⁽²⁾。全国的な施策の推移の共通性はあるものの、各都道府県、また地域ごとにその歩みには特徴があると思われる。1974年度、希望者全員就学を実現していった東京都とともに、大都市である大阪府において、その中でもとりわけ堺市における障害児教育・福祉の取り組みは注目される。障害児の福祉行政や学校教育の歴史的推移を、生きた歴史の証言を把握するとともに、資料・文献も含めて整理、蓄積していくことが重要である。

ここでは、戦後の堺市の障害児教育と福祉の推移の歴史を年表として示し、その概観をしたうえで、障害児の就学保障の歴史的な前提や転換となった事項を示すにとどまった。

1960年代後期から1970年代、堺市の障害児福祉行政や障害児教育に取り組んでこられた方々の聞き取りを継続しており、特に重度心身障害児にかかわる堺市の実態や施策についてインタビューする機会を得ている。その貴重な証言を整理し、各時期における施策の推進とその原動力となったものを明らかにし、教育・福祉の継承すべき遺産としていくことが今後の課題である。その中で、障害児とその家族・市民の間からの要求を、自治体行政が引きとり、事業化し、取り組みと実践をしながら、療育施設を公設公営化し運営してきたことの意義を明らかにしていきたい。

また、2000年代にはいって、全国的な特別支援教育や福祉制度改革の実施によって、支援学校や療育施設の実践や運営が変化していく過程についても検証を行い、今後の堺市における障害のある子どもたちの生涯にわたる発達支援の課題を明らかにしていくこととつながってきたい。

注

(1) 全国的には、高木憲次らによって、1954年に実施された調査に呼応した動きである（高木憲次監修・肢体不自由児（者）の実態調査感応会編（1961）『肢体不自由児（者）の実態』東京大学出版会）。肢体不自由児教育を中心とした全国的動向については、中村尚子（2020）「全員就学への道程における重度重複障害児問題」（『障害者問題

研究』第47巻第4号、pp.26-33）参照。

(2) 河合隆平（2020）「高度成長期の発達保障運動における主体形成」（『障害者問題研究』第47巻第4号、pp.2-9）など参照

参考文献（発行年代順に示す）

- 堺市立養護学校（1958）『年報 開校1か年を顧みて』
 大阪府特殊教育研究会（1960）『精神薄弱児の学習能力調査』
 田村春雄（1960）『肢体不自由児のあけぼのを待つ母に贈る』
 堺市立養護学校 深瀬孝一編（1960）『あゆみ』
 大阪府特殊教育研究会編（1963）『特殊教育10年史』
 堺市議会（1967）堺市議会本会議会議録昭和42年 第2回定例会
 3月16日分
 堺市議会（1969）堺市議会本会議会議録昭和44年 第2回定例会
 3月7日分
 堺市社会福祉協議会（1966）『福祉要覧』
 堺市立養護学校（1967）『研究紀要』
 堺市社会福祉協議会（1967）『福祉要覧』
 堺市社会福祉協議会（1970）『福祉要覧』
 堺市立百舌鳥養護学校（1971）『研究紀要』第3集
 堺市立神石小学校養護学級（1972）『藤のかげ』
 堺市立百舌鳥養護学校（1973）『研修のあゆみ』
 大阪府特殊教育研究会（1973）『特殊教育20年誌』
 堺市社会福祉協議会（1973）『福祉要覧』
 堺市立神石小学校養護学級（1975）『藤谷学級の子どもと教育』
 堺市立百舌鳥養護学校（1975）『研究紀要 - “生きぬく力”を育てる』第4集
 堺市立浅香山養護学校を守る会（1976）『この子らから学校を奪わないで』堺市教職員組合障害児教育部（1978）『みんな考えとりくもう 堺の障害児教育』
 養護教育100年大阪記念会（1978）『養護教育100年』
 堺市立百舌鳥養護学校（1979）『手と手をむすんで』
 堺市立旭中学校（1979）『旭中養護学級の子どもと教育』
 堺の障害児教育のヴィジョン作成委員会（1979）『未来を拓く子どもらと（第1次報告）』
 堺の障害児教育のヴィジョン作成委員会（1980）『こどもたちに地域のちからを（第2次報告）』
 堺市立旭中学校（1980）『あさひの実践』
 堺の障害児教育のヴィジョン作成委員会（1981）『みんなの力で障害児のしあわせを（第3次）』
 堺市立百舌鳥養護学校（1981）『研究紀要 - “生きぬく力”を育てる』第5集
 堺の障害児教育のヴィジョン作成委員会（1981）『病気とたたかっている子どもらの教育を（第2次 その1）』
 堺市福祉部（1982）『民主事業概要（昭和57年度版）』
 堺市立百舌鳥養護学校（1986）『研究紀要 - “生きぬく力”を育てる』第6集
 堺市立百舌鳥養護学校（1986）『創立30年記念誌 共に生きる』
 堺市教職員組合（1987）『はばたけ堺教組』
 堺市教育委員会（1987）『堺の養護教育（第16次改訂）』
 大阪府立百舌鳥学園（1988）『もず30年のあゆみ 1957～1987』
 あけぼの療育センター（1990）『堺市立あけぼの療育センター20年誌 1969～1989』
 堺市立百舌鳥養護学校分校（1992）『百舌鳥養護分校の子ども達』
 堺に養護学校をつくり教育をよくする会（1992）『養護学校づくりをどうすすめるか～堺における将来構想』
 大阪に養護学校をつくり教育をよくする会政策委員会（1994）『大阪における障害児教育の在り方について 提言（中間報告）』

堺市立百舌鳥養護学校分校（1993）『百舌鳥養護分校の子どもたち』
 堺市立百舌鳥養護学校分校（1994）『百舌鳥養護分校の子どもたち』
 堺市立百舌鳥養護学校分校（1995）『百舌鳥養護分校の子どもたち』
 堺市立百舌鳥養護学校分校（1996）『百舌鳥養護分校の子どもたち』
 堺市立百舌鳥養護学校分校（1997）『生きぬく力』
 堺市立百舌鳥養護学校分校（1998）『生きぬく力』
 堺市立百舌鳥養護学校分校（1999）『生きぬく力』
 堺市立百舌鳥養護学校分校（2000）『生きぬく力』
 堺市立百舌鳥養護学校分校（2001）『生きぬく力』
 堺市立百舌鳥養護学校分校（2002）『生きぬく力』
 堺心身障害児（者）を守る会（こだまほっこの会）（2002）『親と子が共にあゆんだ30年』
 あけぼの療育センター（2003）『堺市立あけぼの療育センターの34年 1969～2002』
 えのきはいむ（2003）『堺市立えのきはいむ 25年を振り返って平成14年度事業報告』
 堺市立百舌鳥養護学校分校（2003）『生きぬく力』
 堺市立百舌鳥養護学校分校（2004）『生きぬく力』
 堺市立養護教育研究協議会（2004）『研究収録（第33集）』
 堺市社会福祉事業団（2004）『つぼみ園の療育』
 大阪府立堺養護学校（2006）『本校の沿革・創立50周年記念誌』
 堺市立百舌鳥養護学校（2007）『50年のあゆみ』
 堺市立百舌鳥養護学校（2007）『創立50周年研究紀要一人として生きぬく力を育てる』第8号
 山本好隆（2007）『笑顔、輝かせて』汐文社
 堺市社会福祉事業団（2009）『研究紀要』
 山本好隆（2010）『憲法9条を守るために』

河野勝行（2010）『肢体不自由教育の出発—大阪府立堺養護学校の草創と開拓者たち』
 堺市立百舌鳥支援学校分校（2011）『生きる力』
 堺市社会福祉事業団（2012）『研究紀要』
 当山哲司・田村仁彦（2012）『堺の特別支援教育史』『堺市特別支援教育研究協議会平成24年度研究収録』
 当山哲司・田村仁彦（2013）『堺の特別支援教育史 その2』『堺市特別支援教育研究協議会平成25年度研究収録』
 堺市社会福祉事業団職員集団・高橋真保子・白石正久（2014）『「この子の願いをわかりたい」からはじまる療育』かもがわ出版
 藤本太さんの業績を書にする会（2015）『はじめに障がい者ありき 藤本太さんを語る』
 堺市立百舌鳥支援学校分校（2018）『百舌鳥支援学校分校の子どもたち』
 堺市立百舌鳥支援学校分校（2018）『生きる力』
 堺市百舌鳥支援学校（2019）『学校要覧』

謝辞

堺市における障害児教育について、坂上淳司氏、山本好隆氏、福本透氏、また、堺市の障害児福祉について、八田忠敬氏、高橋充子氏、高橋保氏、高橋敏弘氏、故中内福成氏、中村清隆氏に資料提供や貴重な証言をいただいた。それらの証言や資料は、今後の論究のなかで引き続き生かしていきたい。

また、近藤真理子氏（太成学院大学）には、全体の資料収集やインタビュー、資料のとりまとめなどで多くの助力を戴いた。記して感謝申し上げます。